

体制に絡め取られていく 部落解放運動

－新自由主義と融和主義攻撃の中で－

岡田 英治

I. 人権関係の答申と法—中央本部の評価の誤り

1. 1986年地対協「部会報告」—政府による本格的な部落解放運動攻撃

1965年に同和対策審議会答申(以下、同対策答申という)が出され、69年に同和対策事業特別措置法(以下、特別措置法という)が制定された。それを受けて、部落解放運動は飛躍的な前進を遂げた。10年間の時限立法であった特別措置法を3年間延長させ、1982年には、法律の名称は地域改善対策特別措置法(以下、地対法という)に変更されたものの、特別措置法を引き継ぐ法律(5年間の時限立法)も制定された。

1985年には、地対法では不十分であるとして、部落問題の総合的・抜本的な解決を求めて、部落解放基本法(以下、基本法という)の制定運動が起こる。運動は、自治体や企業、宗教界なども巻き込んで、政権政党である自民党の足下を脅かすほどに高揚していく。しかし政府は、部落解放運動の高揚に手をこまねいてはいなかった。時は、国鉄などの民営化を強行した中曽根政権時代(1982年に内閣発足)のことである。

部落問題の国の政策に関わっては、地域改善対策協議会(以下、地対協という)が、その方向性を審議する場としてあった。ほとんどの審議会や協議会がそうであるように、地対協もまた、さまざまな立場の委員からなる民主的な協議会であるかのような装いをとったが、その実は、政府に都合のよい答申を出させる機関でしかなかった。

この協議会の場において、総務庁地域改善対策室長の熊代昭彦(後に衆議院議員となる)や法務省人権擁護局総務課長の井口衛は、1986年の地対協「意見具申」の内容を決定する目的のもと、「意見具申」のたたき台ともいえるべき「部会報告」(1986.8.5)を出した。それは、部落解放運動に真正面から敵対する内容のものであった。

その内容とは、部落解放運動が生命線としている糾弾を「被害者集団による一種の自力救済的かつ私的制裁的行為であるから、被糾弾者が当然これに服すべき義務を有するものではない。一中略—差別行為が法を侵害するものであれば現行刑法上あるいは現行民法上に所要の処罰あるいは救済の規定があるわけであり、また、法務省の人権擁護機関等の公的機関も整備されているのであるから、それらの公的制

度や機関の中立公正な処理に委ねるべきである」と否定し、差別事件を引き起こした者に対して、糾弾会への出席拒否を煽動するものであった。

この「部会報告」が出された2ヵ月後に広島市で開催された部落解放研究第20回全国集会において、部落解放同盟中央執行委員長の上杉佐一郎は、「よしんば、何千人、何万人の同志が獄に繋がれようとも、正義の糾弾闘争を放棄するわけにはいかない」と挨拶し、運動側の気骨を示した。

「部会報告」がいう「整備された人権擁護機関」とはどの程度のものであったのか。広島県で起こった事例を1つ紹介しておこう。

1985年に尾道市で起こった小林百合子事件は、「目の見えない人に、『めくら』というのが、なぜ差別になるのか。日常的に使っている言葉ではないか』『わが子の結婚のとき、部落の者との結婚はぜったいに許さない』と言ってはばからない差別事件であった。人権侵犯事件として提訴を受けた法務局は、事情を問いただすため小林宅を幾度となく訪問したが、法務局の職員は門前払いをされ、まったく無力であった。部落解放同盟尾道市協議会や尾道市行政は、法務局に問題解決を提起し続けた。

事件から7年経って、法務局から小林百合子を「説示処分にした」との回答があった。当然のことながら、「説示」は通告しただけのものではないのか、どのように発言の差別性を説得したのか、小林百合子はどのように反省したのか、聞き直ったままではないのかなどを法務局に問いただした。法務局の答えは、「守秘義務で答えられません」というものであった。「それでは、人権侵害を受けた者は、相手が反省したかどうかも知ることができず、心は癒されないではないか」という怒りの声が上がったことはいうまでもない。それでも法務局は、「守秘義務で応えられません」を繰り返すのみであった。これが、「整備された人権擁護機関」の実態であった。

ある弁護士が、「法務省ができる最大の人権擁護活動は、人権擁護行政からいっさい手を引くことだ」と語ったが、それは、人権を冠した機関でありながら、人権侵害にまったく無能なばかりか、人権擁護活動の障壁にさえなっている法務省の実態を言い当てていた。

2. 「適正化」4項目にみる政府の底意地の悪さ

「部会報告」は、露骨な糾弾否定に加え、もっともらしく聞こえる適正化4項目(①同和関係者の自立、②行政の主体性の確保、③自由な意見交換、④エセ同和行為の排除)も入れて、同和行政の終結と部落解放運動への弾圧を画策したものである。政府は、この適正化4項目の内容を啓発するための「啓発推進指針」策定(1987.3)までやってのけた。この政府の攻撃を部落解放運動は、86年地对協路線と名づけて批判した。部落解放同盟広島県連合会(以下、広島県連という)は、今も適正化4項目を批判し続けている。

「同和関係者の自立」とは、「同和関係者」は、政府や自治体に同和对策の諸施策をあれこれ求めるのではなく、自立、すなわち、今後は、自分の力でやりなさいというものである。自立そのものに異論をはさむ人はいない。だれもが自立を望んでいる。しかし問題は、国が差別政策によって自立を妨げていることである。自立を

妨げてきた国、今も妨げている国が、被差別部落民に対して自立を強調することは、まったく立場を考えない態度と言わなければならない。

政府は、財政破綻(10年6月末現在、国の借金904兆円)とも関係して、福祉・教育の予算を抑制するために、部落問題以外の諸課題についても自立を強調している。政府のいう自立論がまかりとおれば、究極において、すべて自助努力で片づけられ、社会保障制度は葬り去られてしまうことになる。さらに、この自立論は、国家の前に個人の権利と尊厳を抑えようとする国家主義とも結びついている。つまりそれは、国に対して国民は義務を果たし、要求行為を慎めというものであり、「自己責任」「公共の精神」とも重なり合うものである。

「行政の主体性の確保」という主張には、行政は、同和行政や同和教育の推進に当たって、民間運動団体の言いなりにならない主体性を持つという意味が込められている。それは、あたかも同和行政が無法状態で、民間運動団体の言いなりにしているかのような印象を与えるものである。しかし実際は、諸施策は政令や規則などに則って実施されているのであり、同和行政もその例外ではない。「行政の主体性」や「行政の中立性」をことさら持ち出して、部落解放同盟とそれに所属する個人の要求を抑制することは、それこそ法の下での平等を定めた憲法第14条、思想と良心の自由を定めた憲法第19条、集会や結社の自由を定めた憲法21条の精神に反する行為である。

「行政の主体性」で問題とされなければならないことは、地方自治体の国に対する主体性の発揮はないに等しいことや、同和教育をめぐっても、学校長や市町教委は、県教委・文科省への主体性を放棄した状況にあることである。

「自由な意見交換」とは、「なんでもかんでも差別、差別と言わず、自由にもものを書いたり、言わせたりせよ」というものである。人権をめぐる国際的な潮流は、差別や差別煽動を犯罪とみなして処罰するという水準にある。いうまでもなく言論・表現の自由は、時の公権力によって人々が自由を奪われてきたこととの関係において、近代市民社会において生み出されたものである。よって、「言論の自由」「自由な意見交換」を盾にして差別するということは、言論の自由の自殺行為と言わなければならない。

「エセ同和行為」は、総会屋を締め出すために行なった商法改正(1982年)によって、締め出された総会屋や右翼・暴力団が、「同和」を冠する団体を名乗り、公共事業で利権をあさったり、高額な図書を押し売りするようになったことから、全国的に問題化されたものである。部落解放運動は、これらの行為を止めさせるために実効性のある措置をとるよう政府・法務省に求めてきたが、いまだに有効な手立てを打てない現状にある。

そのような中で、法務省が中心となって「ゆすり、たかりのエセ同和を追放しよう」といった内容のポスターを作成し、電車の中吊り広告や公共機関に貼り出したことがあった。それは、社会意識としての差別観念が存在している中、市民に「ゆすり＝たかり＝同和」という印象を与え、差別と偏見を煽るものであった。すなわち「エセ同和行為の排除」という、だれもが反対できない言辞をもって偏見を煽っ

たり、正当な部落解放運動の信用を失墜させることを狙うという、巧妙かつ陰湿なやり方であった。

糾弾否定と適正化4項目を前面に押し出した86年地対協路線は、高揚していた部落解放運動と、政府の意図を見抜いた自治体や民主諸団体の総反撃を受けて、頭をもたげることではできなかった。また、政府が打ち切ろうとした法律も、ふたたび名称を変え、事業の項目が削減されたとはいえ、1987年から「地域改善対策に係わる国の財政上の措置に関する法律」(以下、地対財特法という。5年間の時限立法)として繋ぐことができた。

そして、この地対財特法が切れる1992年段階では、部落解放同盟の組織内議員、つまり参議院に松本英一と谷畑孝、衆議院に上田卓三と松本龍、小森龍邦が議席を有していた。部落解放同盟中央本部書記長でもあった小森が中心となって、社会党や社民連、民社党の議員らが、衆参の委員会などを舞台に150回にも及ぶ部落差別の現実を踏まえての追及が行なわれた。そして、法の延長を求める大衆運動とも相まって、困難と思われていた法の延長が実現されたのである。

3. 1996年地対協「意見具申」の狙いは部落問題の人権一般化

しかし、1990年代中頃から、残念にも部落解放運動は迷走し、融和主義的方向へと向かうことになる。それは、日本が新自由主義の道へ本格的に突き進んでいくことと照応していた。小選挙区制によってもたらされた総保守化体制を背景に、86年地対協「部会報告」の差別思想がふたたび踊り出してくる。

政府にとって目の上のたんこぶともいべき部落解放運動(人権闘争)を押しつぶす画策は、前述したように1986年にもあったが目的を果たすことはできなかった。しかし、今回は周到であった。少数者を切り捨て、日本を総保守化に向かわせる小選挙区制を成立させた政府は、部落解放運動に妥協を見せるそぶりも見せながら、融和主義思想によって運動を絡め取り、運動を弱体化させていった。

1996年の地対協「意見具申」は、その「基本認識」の部分で、「同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」、「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である」と述べていた。そして、「同和問題解決への展望」の部分で、「『同対審』答申は『部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない』と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え…」とリップ・サービスをしていた。これに多くの人が騙されてしまった。部落解放同盟中央本部(以下、中央本部という)も、この「意見具申」を評価する過ちを犯してしまう。ところが「意見具申」の根幹をなすものは、法の打ち切り、一般対策への移行、そして部落問題の人権一般化・抽象化以外のなにものでもなかった。

加えて、これまで、法に基づいて事業実施の対象地区を定めてきた、いわゆる同和地区指定を行なってきたのであるが、法を打ち切るということは、行政的に

は「同和地区指定なし」＝「同和地区なし」の意味をもたせるものであった。現に、同和地区指定がないことを被差別部落の実態調査ができない口実にしようとする自治体も出始めている。

このような「意見具申」を受けて延長された1997年の地対財特法は、従来の同法とは異なり、同和対策を一般対策へ円滑に移行するための5年間の「経過措置」として位置づけられたものであった。

前述の「基本認識」や「同和問題解決への展望」において理念的に良いことをいくら並べても、それを実行に移すための根拠となる法律がなければ、正しい理念も実現することはできない。現に今、全国各地で「一般対策移行後は、従来にも増して…」どころか、ほとんどの同和対策の諸制度が廃止され、これまでの成果が水泡に帰す状況となっている。

「意見具申」のもう一つの狙いである、同和教育を「すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」云々という文言の意図も見抜いておかなければならない。

日本社会には、部落差別や女性差別、民族差別、障がい者差別など、さまざまな人権問題がある。政府は、同和問題はこれらの人権問題の中のひとつにすぎないという位置づけを行なった。悪質な行政機関にあっては、同和問題、同和教育という文言そのものを消し去って、人権問題、人権教育に変えている。ある解放運動活動家は、「果物という名の果物はない」という表現で、部落問題の人権一般化、抽象化の動きを揶揄した。

あらゆる課題について、物事を解決しようとする時は具体的であり、逆の場合は抽象的である。政府は、「これからは同和教育を人権教育として再構築する」といったもっともらしい言い方で部落問題を人権一般に抽象化し、日本社会から葬り去ろうとしている。企業が再構築＝リストラという場合、それは、ほとんどといっていいぐらい、労働者の首切りを意味している。まさに同和教育が、「人権教育に再構築」されて、切り捨てられたのである。政府によるこの程度のダブル・スピーク（二重語法）が見抜けないようでは、運動が政府にたやすく操られてしまうのは必然である。

日本のさまざまな人権問題の中で、部落問題の解決に向けた取り組みは、その広がりや、深さにおいて群を抜いていた。長い歴史を持つ広島県の同和教育運動においても、同和教育の取り組みが深化され、発展するなかで、民族教育や障がい児教育、子どもの人権、女性の人権を確立する教育を豊かにしていった。部落問題、同和教育の取り組みが、他の人権問題を牽引してきたといっても過言ではない。政府にとって、その広がりや密度の濃さにおいて群を抜く同和問題の取り組みを、どうしても押さえ込んでおく必要があった。それは本来の部落解放運動、同和教育の理論や実践が、新自由主義の対極にあったからである。そして、「同和問題を人権問題の重要な柱として捉え」（96年地対協「意見具申」）とリップ・サービスしながら、その実は、同和問題は、女性や子ども、高齢者、障害者、アイヌ、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人たちの人権（政府が列挙した9項目の個人人権問題）

の中のひとつに過ぎない位置に押し込めた。

それぞれの人権問題に軽重はない。問題は、部落問題の取り組みの水準に他の人権問題を引き上げるのではなく、部落問題のみをおとしめたことであり、そのような政府の意図は許せるものではない。

日本を訪れたフランスの人権団体・MRAPの事務局長であるアルベール・レヴィは、部落問題の存在を知り、差別の巧妙さにおいて最大のものだとの意味を込めて、部落差別のことを「絶対的差別」と表現した。政府が部落問題解決を妨げるやり方も、巧妙である。この巧妙さを見抜き、部落差別を根絶するほどの人権感覚、民主主義の感覚を日本の国民がもつ時、日本社会の不合理、矛盾のほとんどが一扫された社会となる、と考えるのは言い過ぎであろうか。

広島県連が1996年の地対協「意見具申」を批判したことに対して、中央本部のある幹部は、「日共の同対審毒まんじゅう論と同じだ」と嘲笑した。しかし同対審答申は、同和对策や特別措置がなかった時代に同和对策をせよと答申したものであり、いわば無から有を求めるものであった。これに対して、1996年の地対協「意見具申」は、有(地対財税法)を無(一般対策に移行)にする答申である。それはまったく逆方向のものであり、中央本部幹部の批判は当たらない。

4. 人権擁護施策推進法と審議会の反人権性

1996年に人権擁護施策推進法が制定された。この法律自体は、審議会を設置し、2年以内に教育・啓発の答申、5年以内に人権救済の答申を出すというものであった。第1条の「目的」で、「この法律は、人権尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする」とした。そして第2条の「国の責務」で、「国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有する」とした。

これまで政府は、同対審答申にいう「同和问题は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障された基本的人権に関わる課題である。(中略)その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」という立場に立って、特別措置法による同和对策事業を行ってきた。同対審答申では、「同和问题を解決」することが「国の責務」であったが、人権擁護施策推進法では、上手に体かわして、差別する国民と差別される国民の「相互の理解」を深めることを「国の責務」とした。差別を解決する当事者であった国が、いつのまにか相撲の行司役に回ったわけである。

審議会のメンバーは、作家の曾野綾子や教育改革国民会議(当時)の森隆夫・お茶の水大学名誉教授などである。審議会の場で、曾野は、「東京には部落差別はないに等しい。部落問題を知るべきという発言に怒りを覚える」[私は、時には差別語

も使うと言明してきた」「世界では救急車を呼べば、代金が払えるか否かで払えなければ帰る。日本ではホームレスが担ぎこまれて、所持金が100円しかなくても、CTスキャンを取る」「日の丸は戦争に血塗られた旗だから上げられないという人がいるが、戦後の中絶が1億人だということを知っているのか。戦争の犠牲者は多く見積もっても500万人に達しない」「教育者が『感謝』ではなく『権利』を教えたので、社会は寒々としたものになってしまった」などと言いつつ。森も、紙上(2000年8月13日付朝日新聞)で、「私は団地に床の間を作れと言っている。家庭に聖域がなくなったから、上下関係がなくなってしまった」と、時代錯誤の意見を吐いている。この人たちにこそ、人権教育や啓発が必要だと思われる。そんな人たちが審議をしたのである。

審議会の省庁ヒアリングの際、総務庁地域改善対策室も、「『H5年・意識調査』の結果、『同和問題の啓発、教育を人権問題全体の一環として行なう』の意見が62.8%になっている」「行政が主体性を欠如しているから、民間運動団体の要望をそのまま施策として取り入れている」「新しい差別は民間団体の行き過ぎた確認・糾弾の形態に起因している」「『ねたみ意識』や『恐い問題』を防ぐためにも、自由な意見交換が必要だ」などと述べ、答申の内容を糾弾否定、適正化4項目へ誘導していった。

5. 人権教育・啓発法—国権的、融和的啓発を狙う

審議会が1999年6月18日に人権教育・啓発に係わる答申案を発表すると、中央本部は直ちに、「官僚の作文で塗りつぶされており、到底評価することはできない」とする「人権擁護推進審議会の『答申案』に対する見解」を発表する。また、2000年度の中央本部運動方針でも、「4つの柱」の一つの項目で、「『人権擁護推進審議会の教育・啓発答申』を徹底的に批判し、『部落解放基本法』制定の一環として人権教育・啓発の法制定をかちとろう」と、答申に対する批判的立場を明確にする。

しかし、この答申を受けて2000年11月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されると、中央本部は、「この『人権教育・啓発推進法』はまた、今日までの『同和』教育と啓発の成果を引き継いだ部落差別をなくしていくための法律である」と、これを評価する見解を発表する(2000年11月29日)。「答申」段階で批判したものを、その答申を踏まえて法律化されると、それを評価した。それは、手品師でもできないような芸当である。

「人権教育・啓発法」のおもな問題点は、①実態的差別はなくなったとして、差別を心がけの問題に転化したこと、②「国民相互の理解」と述べて、国の責務を放棄したこと、③権利抑制の意図をもった義務を強調したこと、④行政・教育の中立性を強調して、運動と当事者を排除したこと、⑤適正化4項目を柱とした啓発を謳ったこと、⑥人権一般化・抽象化を教育、啓発の内容としたことなどにある。そして啓発の手法は、国権的手法(法務省が「基本計画」を作り、国から県、県から自治体、自治体から住民へ)に道を開くものであった。

大阪大学の元木健教授(当時)は、『部落解放と人権啓発』(1998年解放出版社)の中で、同義語に使われたりしている「啓発」「啓蒙」「教化」を明確に区別すべきとの

立場から、啓発は「学ぶもの自らの強い問題意識の必要と、それを喚起し問題解決へと導く指導者の姿勢（いわば援助者としての役割、産婆術にも通ずる）を述べたもの」とした上で、「かつて明治政府が当時の通俗教育（現在の社会教育の分野にあたる）を『下流人民の啓蒙の営為』であるとしたこと、また昭和初期より国民精神の作興を標榜する『強化総動員運動』が活発化し、第二次世界大戦下には文部省に『教化局』が設けられて国民の思想統制・戦争協力の手段に利用されたとことなどを考える時、とくにその区別の必要性を感じる」と述べている。

政府に都合のいい「人権」を、本来の啓発の内容と手法ではなく、まさしく人権教育・啓発法で「教化」的にしようとしたのである。政府の意図を反映して、広島県では、市町が行なう人権講演会などで部落解放同盟の役員が講師を務めようとする、県教育委員会がクレームをつけるといったことも起きている。

6. 人権擁護法（人権侵害救済法）をめぐる

2001年5月、人権救済の答申が出された。人権救済といっても、日本が世界の国々より大きく遅れて1995年に批准した人種差別撤廃条約で、この条約の根幹部分である第4条（差別及び差別煽動を犯罪とみなして処罰する）を留保している現実や、条約の対象に部落差別が含まれるにもかかわらず、意図的に排除している体質などを考え合わせると、実効性あるものは期待できなかった。

答申は、人権委員会が差別者の駆け込み寺になり、糾弾を否定する危険性を払拭するものではなかったが、それでも唯一評価できるのは、人権委員会が政府から独立した機関となることを求めたことであった。

しかし、人権擁護法案の段階になると、法務省は、答申の中で唯一評価できた「人権委員会は政府から独立した機関となること」を無視して、「人権委員会を法務省の外局に置く」とし、事務局は、現在の法務省人権擁護局を改組して、これにあたることとした。つまり、労働運動や部落解放運動、民主主義運動を、時として治安対策の対象として見る法務省、また、刑務所（東京・府中、横須賀、名古屋、大阪の4刑務所だけで、2002年までの過去10年間に260人の受刑者が死亡し、内100人が「変死」であることが明らかになっている）や入国管理局などでしばしば人権侵害を引き起こす法務省の影響下にある人権委員会が、何故人権侵害で、何故人権侵害でないかを判断することになるわけである。人権侵害の最たるものが公権力によるものであることを考えると、まったく国際水準（パリ原則・1993年国連で採択、人権機関は国家とは独立した組織）に堪えられるものとはなっていなかった。

この法案は、国民の知る権利の侵害、メディア規制の観点からも、マスコミを中心に批判されるところとなった。法案は、2003年10月の衆議院の解散・総選挙によって廃案となり、法務省は、2005年の通常国会にメディア規制部分のみを凍結する内容で法案の提出を図ろうとした。しかし、自民党内の極右議員から、人権の定義があいまい（運動団体が人権を拡大解釈する）、人権委員会のもとで活動する人権擁護委員に国籍条項がない（朝鮮総連関係者が人権擁護委員になる）などの理由で猛反対を受け、法案は上程断念に追い込まれる。この時法案に反対した極右議員らに向けられた人権擁護法制定派の実力者・古賀誠の発言がふるっていた。2005年

5月17日の派閥総会での発言である。「後方支援団体は、(人権委員会を)なんとしても内閣府に置けと言ってきた。そうすれば自分たちの言い分が通りやすいという思惑だ。だが、私たちには内閣府に置いたら、また、あの団体のわがままが通るといふ危機感があり、法務省外局でないだめだ、と。誤解があるようだが、この法案は、後方支援団体のためにあるのではなく、むしろ、団体の独走をなくすためのものだ。法務省の外局に置き、これまで出せなかった国税の問題にも切り込めるようにしたい。人権委員会(人権擁護委員会)の中に北鮮(ママ)とか朝鮮総連の人々が入ることを心配する声がある。たしかに、三年前に法案を出した時と情勢は変わっており、私も国籍条項は考えるべきところかなと思う。なにか、分かりやすい歯止めができないか考えている。後方支援団体とは、部落解放同盟のことを申し上げている」。

これが、自民党の中で「人権派」と言われる人物の発言であるが、その発言内容は、「団体の独走をなくす」という人権擁護法案の性格を言いあてていた。自民党にいささかたりとも幻想を持つことはできない。

その後、2006年9月に、極右議員の一人である安倍晋三が内閣総理大臣となり、人権擁護法はしばらく国会論議の俎上に上らなかった。安倍ら極右議員の人権感覚を象徴する記事(2007年5月14日付朝日新聞)もある。それは、「従軍慰安婦問題」が教科書に載ることに反対した「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」(代表は中川昭一、幹事長は衛藤晟一、事務局長は安倍晋三)と官房長官談話を出した河野洋平とのやり取りを暴露的に紹介したものである。その内容たるや、「K議員—この程度のことを外国に向けてそんなに謝罪しなきゃいかんのか。兵隊にも、何も楽しみがなくて死ねとはいえない。楽しみもある代わりに死んでくれといっているわけでしょう」というものである。それは、辛酸を舐めた慰安婦の人たちへの冒涇は言うに及ばず、犠牲となった兵士をも冒涇する発言である。

2007年9月に安倍が退陣し、福田内閣誕生になったことから、自民党内の人権擁護法制定派が法制定を図るべく、自民党内の「人権問題等調査会」(太田誠一会長)で議論が始まるが、これも頓挫する。太田誠一なる人物も、「集団レイプする人は、まだ元気があっけい」などと発言し、農相就任直後の2008年8月には、食の安全を求める国民の声を「消費者がやかましい」と発言して、物議をかもした人物である。

その後、総理になった麻生太郎も、被差別部落出身で自民党幹事長であった野中広務に対して、「あんな部落出身者を日本の総理にはできないわなあ」(2001年の自民党総裁選のとき)と言い放っている。つまり、極右議員と「人権派」議員とを問わず、自民党の中にはぬぐいがたい差別根性が染みついている。運動は、部落差別を温存、助長し、差別を利用してきた支配階級の政治的代弁者である自民党の政治家の根性を透徹した目で見なければならぬ。

2009年8月、「内閣府の外局へ人権救済機関を創設する」をマニフェストに掲げた民主党を中心とする鳩山政権が誕生し、千葉法務大臣も人権侵害救済法制定に意欲を示した。しかし、菅政権となった今日、それは法案上程にも至っていない。民

主、自民ともにむき出しの反人権派議員が少なくないことや、国会の衆参のねじれなどもあって、法案上程は不透明な状況となっている。問題は、仮に人権侵害救済法が制定され、独立した人権救済機関が創設されたとしても、糾弾否定のための駆け込み寺になるという危険な側面がなくなったわけではない。人権は、大衆的な人権闘争の高揚によってしか守れないことを肝に銘じておかなければならない。

以上、協議会が出した意見具申、答申、政府の人権関係法について問題点を指摘してきた。新自由主義の下で、自立を冠した「障害者自立支援法」によって障がい者の自立が妨げられているように、人権を冠した法律によって反人権が推し進められたわけで、いずれも、部落解放運動が全国水平社創立以来、もっとも問題としてきた融和主義思想に基づく策動であることを踏まえておかなければならない。

7. 「基本法が段階的に実現」のごまかしー差別の深刻化

中央本部は、1996年の地対協「意見具申」と、その後の人権関係法および基本法との関係をどのように捉えているのだろうか。基本法制定運動は、1985年以降、特別措置法では部落問題の総合的、抜本的解決ができない限界があるとして、国民運動として展開されてきた。しかし、国は基本法どころか、不十分きわまりない地対財特法まで打ち切った。部落問題の解決は大きく遠のいた。

このような状況にもかかわらず、中央本部は、「部落解放基本法そのものの実現は達成されていないものの、基本法の内容が段階的に実現している」と主張した。つまり、基本法の柱である「宣言法」部分は96年地対協「意見具申」の「基本認識」の部分で、「教育・啓発法」部分は人権教育・啓発法で、「規制法」部分は今問題となっている人権侵害救済法で実現し、「事業法」部分は、一般対策を今よりも充実させ、それを活用して行なうという考えである。

もし中央本部が主張するように、部落問題を総合的、抜本的に解決する基本法が段階的に実現しているとすれば、私たちは部落の完全解放に向け、着実にその地歩を固めているということになる。そうであれば、当然にも運動には躍動感があふれ、同盟員は展望を持って日々活動することになる。実際は、人権を蹴散らかし、格差を拡大する新自由主義路線に、法打ち切りが追い討ちをかけ、これまでの同和対策の成果も崩れ去り、ふたたび格差が拡大する状況にある。運動・同盟員の中には明らかに閉塞感が漂っている。

差別が深刻化していることは、全国や県内の自治体が実施した各種実態調査の中に見て取ることができる。

2000年に大阪府、鳥取県、徳島県、香川県で、2001年に千葉県で、また2005年7月に福岡県、鳥取県で部落の実態調査が実施されている。

それらの調査結果を見ると、失業率は、経済状況の悪化を反映して、中高年層もさることながら、若年層も深刻である。大阪府では、20～24歳の男性が、府全体の9.9%に対して、同和地区が15%、同じ年齢の女性では、府全体の8.9%に対して、同和地区が16.9%となっている。

教育の面では、部落と部落外の間、全国的に高校進学率で4～5%の格差があり、部落の中退率が2～3倍であることを考えると、卒業時点では10%の格差とな

る。大学進学率は、全国平均の6割程度に止まっている。

大阪府人権教育研究協議会が発表した大阪府の全日制高校の進学率(2002年)は、府全体の90.8%に対して、同和地区が81.6%であり、1971年の府全体の91.5%に対して、同和地区が83.0%であったときの格差を上回っている。法期限後、全国的に同様の傾向が出ていると思われる。

今回の調査結果で特徴的なことは、5～10年前の調査と比べて、部落の実態が悪化していることである。香川県では、住民税非課税世帯が22.3% (1993年) から26.1%に、千葉県では、生活保護受給世帯と住民税非課税世帯が25.7% (96年) から30.4%に、大阪府では、年金未加入者が20.4% (90年) から26.2%に、徳島県では、33.8% (93年) から37%に増加している。

雇用形態でも、香川県では、臨時雇いが12.4% (1993年) から17.4%に、徳島県でも7.6% (93年) が11.4%に増加している。

差別実態と対応関係にある市民の意識についても、徳島県では、部落出身者との結婚について、「ぜったいに結婚しない」が1993年に2.4%であったものが、今回は5.2%になっている。

大阪府が2005年に実施した「人権問題に関する府民意識調査」では、「自分の結婚相手を考える場合、相手が同和地区かどうか気になるか」との問いに、2000年調査で18.1%であったものが、05年調査では20.2%に増加している。また、「自分の子どもの結婚相手を考える場合、相手が同和地区かどうか気になるか」との問いに対しても、2000年の20.6%に対して、05年が23.2%と増加している。

福岡県が2005年7月に実施した実態調査では、年金の未加入者が1993年調査より6.5%増えて、44.3%にも上っている。また、常雇いが4.5%減少して、臨時・日雇が5.5%増加している。年間収入では、149万円以下が増加し、250万円以上700万円までが減少している。

同じく2005年7月に実態調査を行なった鳥取県では、平均寿命が、部落が部落外より7～8歳も短く、もっとも差が大きい地域では13歳もの差がある。また、大学進学率が県平均と比べ11%の差があること、年収200万円以下の人が前回調査(2000年)と比べて、4.6%増えて45.4%になっていること、250万円以上は、県平均の47.6%に対して、部落は31.4%しかなく、格差が16.2%となっていること、生活保護率は平均と比べて3.1倍となったことなどが明らかになっている。

2006年に調査を行なった長野県千曲市では、部落の失業率は、県平均の2倍であった。三重県桑名市では、仕事をしたいと思っているが働いていない人の比率が、1995年に2.9%であったものが、2005年には6.2%に、勤め先の規模では1人～4人の零細企業の比率が95年に6.7%であったものが、05年には16.5%に上昇している。

2006年度の大阪府学力調査では、中学3年生の国語正答率が、府全体の65.1%に対して同和地区が54.7%、数学は、府全体の59.2%に対して同和地区が40.9%、英語は、府全体の63.6%に対して同和地区が47.9%と、深刻な学力格差が浮かび上がった。

2008年に山口県が実施した人権意識調査では、部落に対して「偏見が残ってい

る」が56.3%にも及び、「結婚問題で周囲が反対」は27.6%で、他の人権問題（障害者8.9%、外国人8.8%、「罪や非行を犯した人」8.7%）と比べて3倍近くになっている。

また、福山市が2003年度に実施した実態調査では、1994年の同市の調査と比べて、同和対策諸制度の実施と啓発の成果が見られる反面、住民税非課税世帯が13.9%から25.1%に増加、雇用形態では、臨時雇いが前回の9.6%から16.8%になるなどの問題点が浮き彫りになった。

このような差別実態の深刻化を考える時、部落解放基本法の内容が段階的に実現し、さも完全解放に近づいているかのような中央本部の主張には、とうてい同意することはできない。それどころか、中央本部の主張は、部落大衆とこの運動に連帯している多くの人々をごまかす主張といっても過言ではない。意見具申の「基本認識」はリップ・サービスであり、理念的なことで美辞麗句を並べても、それを実行に移す手段（法律）を政府自らが封じている。人権教育・啓発法や人権擁護法は、前述したように、きわめて危険かつ融和的な内容をもっている。そして、実態的差別の解消に迫る「事業」については、一般対策では不可能といっても過言ではない。

地対財特法が打ち切れ、とりあえず緊急避難的に一般対策を活用することや、一般対策の充実を求めていくことは重要である。しかし政府は、財政難を盾に、教育や福祉を充実させるところか、大幅に後退させる状況にある。問題は、部落問題に限らず、さまざまな人権問題が、一般対策で解決できるのかということである。男女雇用機会均等法も、障害者基本法も、ハンセン病元患者に対する特別法も不要で、一般対策の活用で問題が解決できるのかということである。

「一般対策で問題が解決できる」＝「一般対策への移行」を評価した中央本部の誤りは、あまりにも大きい。それは、運動論的に見ても明らかである。部落差別の実態は、教育、福祉、労働、環境など全領域にわたっている。部落差別に関わる差別実態（格差）を特別対策で解決を図るということになれば、特別措置法なり基本法を求めていくということで運動は焦点づけられる。しかし、国政全般にわたる一般対策の充実を求める運動となれば、それはあまりにも幅が広すぎて、焦点が定まらないばかりか、部落解放運動の独自性も失われることになってしまう。

今日、基本法の制定は困難となっているが、私たちが確認しなければならないことは、基本法的なものを制定しない限り、部落の完全解放は達成できないということである。

Ⅱ. 部落解放運動の変質

1. 少数者切りすての小選挙区制に賛成

ここまでは、おもに政府が制定した人権関係法の問題点と、中央本部の誤った評価・分析を批判してきたが、この時期には、それに止まらず、部落解放運動の根幹に関わる部分の変質も目立ち始める。

1993年8月の細川連立政権誕生、11月の小選挙区比例代表並立制の成立などを起点として、部落解放運動・基本法闘争は、迷走状態に陥っていく。中央本部は、

細川、羽田、村山と続く連立政権を過大評価する誤りを犯す。細川の「殿」が、差別を強化することはあっても、部落解放の施策を推進することはない。中央本部がもっとも期待した村山政権も、人権と分かちがたく結びついている平和政策について、党是であった安保反対、自衛隊違憲を大転換し、自民党に許容される党になった。しかし、中央本部は、総保守化の渦が大きくなっていることの分析ができず、今にも基本法が制定されるかのような宣伝をした。当時の解放新聞中央版には「今国会で基本法」との文言が踊っている。しかし、基本法は制定できなかった。そこで、前述した「基本法が段階的に実現」の詭弁を弄せざるをえなくなったのである。

運動変質の象徴をなすのが、中央本部の、少数者切りすての小選挙区制への賛成である。小選挙区制に反対した小森に書記長辞任を求め、小森は、執行部に止まり、誤った路線に加担することはできないとして、1993年11月17日に辞表を提出し、翌日の衆議院本会議で、小選挙区制導入の政治改革法案に青票(反対票)を投じた。

総評解体を成し遂げた支配階級にとっての次なる課題は、勤労市民に依拠した政党である日本社会党を解体することであった。総評、社会党ブロックの一角であった部落解放同盟にとって、総評解体に続いて社会党が解体することは、ある種の方向性、拠りどころを失うことを意味した。小選挙区制が社会党に何をもたらしたかは、今日の現実を見れば説明を要しない。総保守化への道を拓いた小選挙区制に賛成したことは、部落解放運動にとって一大汚点であった。

この小選挙区制の選挙制度が成立した翌年の第51回全国大会では、「流動化する政治動向を踏まえつつ、部落解放・人権確立のために、それぞれの所属政党だけではなく、それぞれの協力の度合いや人物本位を基準にして、候補者個人と政策協定を結び推薦・支持候補を決定する」ことが決定され、自民党候補の推薦にも道を開いていく。その後は、各地で陳腐なことが繰り返ひろげられた。自公政権打倒といいながら、自民や公明候補を推薦する県連が出たり、1人区の選挙区で民主候補を推薦し、対立する自民候補を支持するなどという県連まで出てくる始末であった。

部落問題解決に表面的には賛同し、「理解」を示す政治家はいる。政治家たるもの相当幅の広い政策、考えを持っていることも、一定程度は理解できる。しかし、9条改憲を目論んだり、自衛隊のイラク派兵を強行したり、「日の丸」「君が代」を強制するような政治家を「人物本位」で推薦することは、水平社精神を受け継ぐ部落解放同盟がぜったいにしてはならないことである。「人物本位」で推薦したほとんどの議員は、人権・部落問題の理解については、皮相的・表面的なものでしかない。9条改憲やイラク派兵など、究極の人権侵害である戦争に繋がる行為に加担している政治家を「人物本位」で推薦するようなことになれば、部落解放運動は、表面的・皮相的な「人権」と引き換えに、「人類最高の完成に向かう」(水平社綱領)道を放棄したと言わなければならない。

2. 部落史をめぐる

部落史をめぐる混迷も、この時期のことである。それは、1995年7月に発刊された『身分差別社会の真実』(斎藤洋一・大石慎三郎 講談社)が象徴している。斎

藤洋一は、「権力が被差別身分をつくったというのは順序が逆」とした上で、「そもそも中世の被差別民、さらには近世の被差別民はだれがつくったのだろうか。私は『みんながつくったもの』だと考えている」という。そして「みんながつくったもの」といった後で、わざわざ「これを、『社会がつくったもの』といっても良いが、そのようにいってしまうと、私たち一人ひとりの問題であるという意識が薄らいでしまう懸念があるので、私はあえて『みんながつくったもの』といたいと思う」という説明を加えている。斉藤は、主観的には部落問題を我がこととして捉えてもらいたいとの思いから言ったのであろうが、権力の悪さと民衆の悪さを並列的に並べ、権力の悪らつさをいささかたりとも免罪したり、ぼかしてしまうようなことをしてはならない。民衆、われわれ側の弱さは、権力側の悪らつさを明らかにした上で、その弱点を分析しなければならないものであり、それらは次元を異にする問題である。

さらに気がかりな点は、「村が招いた『えた』『ひにん』」の項で展開している内容である。斉藤は、元禄とか慶長時代のことを例に挙げて、被差別民が、一般の村の用水の番、堰番、あるいは警備役として迎えられたという。事実はそのとおりであろう。問題は、一般の村人に迎えられたからといって、そこに差別が機能していなかったのかということである。別の項には、『『えた』身分の人々の生活が『貧しく』『惨め』だったとする見方は、きわめて一面的な見方』であると述べ、大地主になった例も紹介されている。権力側の悪さは軽視し、差別の厳しさについては、少数事例を出しながら、さほどではなかったかのように思わせている。このような記述も、権力側を利しかねないものである。

斉藤は、運動周辺の人物ともいべき立場の人であるが、中央本部の幹部においても、封建社会にあって、被差別部落の者が貧しい者ばかりではなかったことを言わんとし、大地主がいたことを強調する者も出ている。今日で言えば、現環境大臣の松本龍は、政界屈指の高額所得者である。被差別部落の中に一握りではあるが、封建時代に大地主であったり、現代でいえば高額所得者がいることは事実である。しかし、先に部落の実態調査結果で紹介したように、圧倒的多数の部落民は、不安定就労、低位な生活実態の中に押し込められている。問題は、被差別部落の大地主、高額所得者の存在が、支配の手段としてどのように機能していたのか、あるいはいるのかという分析である。その分析なくして、少数事例を際立たせることは、被差別部落が置かれていた全体状況を見誤らせ、支配構造の分析で正確さを欠いてしまうといわざるをえない。

3. 1997年綱領改正では階級的分析を除去

1997年、第54回全国大会において綱領が改正された。1984年に改正された綱領は、共産党が階級一元論に利用した1960年綱領の「部落の完全解放は、労働者階級を中核とする農・漁民、勤労市民、青年、婦人、知識人など、すべての圧迫された人民大衆の解放闘争の勝利によって、日本の民主化が達成されたときにはじめて実現する」としていたところを、「部落の解放なくして民主主義は実現されない。部落の解放は日本民主化の重要な課題である。部落の完全な解放は、差別と闘う国

際的な運動と連帯を強め、被差別各層と共同し、労働者階級を中心とする農漁民・勤労市民・中小企業者・青年・婦人・知識人・宗教者など、広範な国民大衆の人権闘争の勝利によって、日本の真の民主化が達成されたときはじめて実現する」として、身分と階級を統一的に把握することで整合性をとった。また、明治維新の評価にも言及するとともに、差別の元凶についても、「独占資本とそれに奉仕する反動的政治体制、すなわち帝国主義・軍国主義こそ、部落を差別し圧迫する元凶としなければならない」と、〈敵〉を明確にしていた。しかし1997年綱領は、これらをすべて消し去り、大企業独占資本や自民党からも受け入れられる水準の綱領に転落させるとともに、「部落差別を支えるイエ意識や貴賤・ケガレ意識」の問題を強調する内容となっていく。

この時は、全国大会の方針でも、ケガレ意識との闘いが強調され、その後は、「ケガレ観こそ部落差別の本質」と雑誌『部落解放』(1999年2月号)で堂々と発表する中央本部幹部が出てくる。

哲学の根本問題である認識論で誤れば、部落解放運動はケガレ観(観念)との闘いとなり、運動論も観念、心を入れ替えさせるための教育・啓発のみとなってくる。1997年綱領は、2011年に改定すべく現在改定案が示されて、議論が行なわれている。しかしその改定案は、1997年綱領ほどではないにしても、84年綱領の水準にははるか遠く及ばない。それは、いったん失った階級的視点を取り戻すことは、運動的にも理論的にも容易ではないことを教えている。

4. 憲法改正問題

2006年2月、中央本部は、『『憲法改正問題』への中間提言』を発表する。2005年10月28日には、自民党が『新憲法草案』を発表した。それは、憲法改正に向けた国民投票法案も国会審議の俎上への、改憲に向けた動きが加速する時期であった。2005年度の部落解放同盟中央本部一般運動方針には、「現時点で憲法や『教育基本法』に『何を求めるのか』ということを具体的に議論し鮮明にしていく必要がある」とした上で、「そのさい、改憲・加憲・創憲・護憲といったような政治的立場や戦術論に与することなく、差別撤廃・人権確立の立場を徹頭徹尾貫いた議論を展開することが重要です。したがって、憲法や『教育基本法』の一字一句を金貨玉条のように扱うという姿勢ではなく…」とされている。しかし中央本部は、加憲・創憲に与しないといいながら、実質的には加憲・創憲の立場から憲法論議に加わっている。9条改憲、天皇制強化、権利抑制を狙う自民党にとって、どのような立場であれ、憲法に手をつけようという主張ほどありがたいものはない。

「提言」はいう。「戦後六十年の今日、アジア地域との連帯や国際協力の重要性は益々大きくなり、『一国平和主義』や『一国人権主義』の限界が指摘され…」と。そもそも「一国平和主義」という言葉は、憲法のもと平和主義に徹し、戦争と戦争に繋がる行為を一切しないことを批判する言葉として改憲派が主張する言葉である。

天皇制についても腰が引けている。解放の父と呼ばれている松本治一郎は、「貴族あれば賤族あり」との言葉で、天皇制と部落問題との関係の本質を鋭く突いた。「提言」の天皇制に関わる部分は、「天皇制の憲法存置はもともと法理論上国民主権

原理と両立しない」という。ここまではよい。問題はこれに続く文言である。「それだけでなく、民主主権憲法の民主化の徹底を妨げ、また社会的差別の温存に手をかす面も否みがたい」と、天皇制の存在が部落差別に「手をかす面も否みがたい」程度に抑えられたのである。

「戦争放棄」(9条)でも、「『一部の政党の改憲案は自衛軍の保持や国連の枠組みでの武力行使を是認している』しかしわれわれは、自衛隊の海外での武力行使、対外的軍事戦力としての『自衛軍』の保持を認めず、専守防衛の自衛力にとどめるべきである」として、専守防衛のための自衛隊、自衛力は認める立場に変わっている。

日本は、いまや世界有数の軍事力、軍事費を持っている。皮肉にも、戦力不保持、交戦権否定の憲法を持つ日本は、軍隊を持つことを明記し、武力行使も認める憲法を持つ国よりも、はるかに強大な軍事力を持つ国に至っている。それは、解釈改憲に解釈改憲を重ねた結果の産物である。かつて、総評や社会党が健在であったころは、自衛隊を違憲とする考えも多くあったが、今やそれを叫ぶ政治勢力はごく少数となった。違憲か合憲かの議論は聞かれなくなり、「自衛のため」であった自衛隊を海外へ出すか否かが問題となり、それも、海外派兵を可能とし、常態化する状況となった。「提言」は、集団的自衛権行使のための明文改憲へ一気に突き進もうとしていた時期に出された。中央本部は、いったいつから「専守防衛の自衛力なら良い」というようになったのか。ちなみに、前記運動方針には「武力では、人権も平和も守れないという平和憲法の精神を活かし、軍事力に頼らない形での平和の創造をめざし、『世界人権宣言』と『人間の安全保障』を具体化するとりくみをすすめます」となっている。「提言」の内容は、運動方針との整合性もない。ことが人権と分かちがたく結びついている平和の問題であるだけに、この変質は許されるものでない。

Ⅲ. 解放運動は水平社宣言と綱領を座標軸に

民・国・社の連立政権からなかなか飛び出せなかった社民党のありようを嘲笑気味に説明するとき、よく「ゆで蛙のはなし」が出された。蛙を煮立った湯の中に放り込むとすぐ、その暑さに耐えかねて飛び出すが、入れ物に水を入れて底からじわじわ熱していくと蛙は温度の変化に気づかず飛び出すことなく、やがて茹だって死んでしまう、という話である。あからさまな部落解放運動に対する攻撃であれば、それに立ち向かうことは比較的容易にできる。しかし、支配階級は自らに敵対する勢力を絡め取る手法もしばしば使う。

曹洞宗の道元禅師は、宗で師と仰いだ天童如浄が最後の別れを告げるときに語った「都会に住むな、国王大臣に親近するな」の教えを一生の指標にしたという。本来の仏教は、支配階級に都合のよい世俗の価値観に振り回されることを否定する。「国王大臣に親近するな」は、権力とねんごろになり、世俗の価値観に振り回されることを強く戒めたものである。どこまでも仏教的価値観に基づいて生きよとの思いが込められている。

部落解放運動は、部落差別を温存、助長、利用してきた支配階級の本質を見極め

ながら、運動の舵取りをしなければならない。部落解放運動の座標軸はなんといっても、「人間を勤るかの如き運動」すなわち融和主義と決別し、「陋劣なる階級政策の犠牲者」と＜敵＞を明らかにした「水平社宣言」と、「部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」と自主解放を高く掲げ、「吾等人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す」と、高い精神的基調で理想社会実現に向かうことを高らかに謳った水平社綱領であろう。

私の拙文は大雑把なものではあるが、この水平社宣言と綱領を座標軸にして、1990年代半ばからの部落解放運動を詳細に検証してみる必要があると思われた。その中に、部落解放運動を再構築し、これからの歩むべき方向が浮かびあがってくると思ったからである。

(おかだ・えいじ 部落解放同盟広島県連合会)